SAMPLE

工事設計図　令和　年　月（全　枚）

1. [illegible]

2. 建物概[illegible]

建物[illegible]	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防[illegible]別表第一[illegible]	[illegible]考
		階建（地下　階　塔屋　階）			[illegible]改修
		階建（地下　階　塔屋　[illegible]			
		階建（地下　階　塔屋[illegible]			

（（注）延べ[illegible]建築基準法による表記 ）

3. 工事種目（●印の付いたものが対象工事種目）

建物別及び屋外 工事種目	事			別		屋外
○ 電灯設備	一式					
○ 動力設備	一式					
○ 電気自動車用充電設備	一式					
○ 電熱設備	一式					
○ 雷保護設備	[illegible]					
○ 受変電設備						
○ 電力貯蔵設備						
○ 発電設備	一[illegible]					
○ 構内情報通信網設備	一式					
○ 構内交換設備	一式					
○ 情報表示設備	一式					
[illegible]像・音響設備	[illegible]式					
[illegible]						
[illegible]						
[illegible]ビ共[illegible]	[illegible]					
[illegible]メラ設備	一[illegible]					
○ [illegible]設備	一式					
○ 防[illegible]管理設備	[illegible]					
○ 火災報[illegible]						
○ 中央監視[illegible]	[illegible]					
○ 構内配電線路						一式
○ 構内通信線路						一式
○						
○						

[illegible]指定部分　[illegible]○ 有（対象部分　）
指定部分工期　年　月　日

Ⅱ. 工事仕様

1. 共通仕様

1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通[illegible]部制定の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。

○「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）」[illegible]標準仕[illegible]）

○「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）[illegible]「改修標準[illegible]う。）

（改修標準仕様書の中でいう標準仕様書は、平成31年度版（電気設備[illegible]する。）

○「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成31年版）」（以下[illegible]いう。）

2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工[illegible]れの特記仕様書を適[illegible]

なお、機械設備工事の特記仕様書は（　／　）図、建築工事の特記仕様書は[illegible]）図による。

2. 特記仕様

項目及び特記事項は、●印の付い[illegible]

項目	特記事項
○ 適用区分	建築基準法[illegible]定まる風圧力及[illegible]は次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速（Vo=　） 地表面粗度区分[illegible]） ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号[illegible]る区域[illegible]）
○ 環[illegible]	（1）「国等による環[illegible]達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本[illegible]平成31年２月閣議決定）」による特定調達品目の判定の基準を満たす環境物品等[illegible]るよう努める。ただし、公共分野の特定調達品目の機材を使用する場合は、判断[illegible]満たすものとする。 （2）建築物内部に使用する[illegible]は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共[illegible]①から④を満[illegible]とする。 [illegible]木質系フロー[illegible]構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パー[illegible]ボード、そ[illegible]木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝[illegible]材、塗料、[illegible]上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は[illegible]極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」[illegible]に応じた材料を使用する。 ② 接[illegible]塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有[illegible]する。 ③[illegible]は、可塑性（フタル酸ジーｎーブチル及びフタル酸ジー２ーエ[illegible]シ[illegible]を含有しない難揮発性の可塑剤を除く。）が添加されていない材料を[illegible]。 [illegible]の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホ[illegible]ルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少[illegible]材料を使用したものとする。 （3）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」は次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。ただし、設計図書に規定がない[illegible]監督職員と協議する。 ① 建築基準法施行令第20条の７第[illegible]二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外[illegible] ② 建築基準法施行令第20条[illegible]項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第2[illegible]第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④ 建築基準法施行令第[illegible]第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

項目	特記事項
○ 機材の[illegible]	（1）本工事に使用する機材は、[illegible]定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとす[illegible] （2）下表に機材名が記載[illegible]造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たす証明[illegible]る資料を提出して[illegible]の承諾を受ける。ただし、次の①から⑥すべての事項[illegible]されたことを[illegible]機関が発行する書面を提出し、監督職員の承諾を受けた場[illegible]証明とな[illegible]提出を省略することができる。 ① [illegible]能に関する試験データが整備されていること。 [illegible]設及び品質の管理が適切に行われていること。 [illegible]的な供給が可能であること。 [illegible]法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又[illegible]を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること[illegible] ⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること[illegible]

機材名	製造業者等名
○LED照明器具（一般屋内用に限る）	
○照明制御装置（照明監視制御装置及び照明制[illegible]	
○可変速運転用インバーター装置	
○分電盤	
○制御盤	
○キュービクル式配電盤	
○高圧スイッチギヤ（CW形）	
○高圧スイッチギヤ（PW形）	
○高圧交流遮断器	
○高圧進相コンデンサ	
○高圧限流ヒューズ	
○高圧負荷開閉器	
○高圧変圧器（特定機器）	
○交流無停電電源装置	
○[illegible]電装置（パワーコンディショナ及び系統連系保護装置）	
○[illegible]装置	
○中央[illegible]監視制御装置）	
○	
○	
○	

項目	特記事項
○ [illegible]	○ [illegible]関係受注者が定置し[illegible]償で使用でき[illegible] ○ 本[illegible]置する。 「[illegible]行工法に関するガイドラ[illegible]の設置に当たっては、同ガイドラインの[illegible]「手すり先行工法による足場の[illegible]関する基準」における2の(2)手すり据置き[illegible](3)手すり先行専用足場方式によ[illegible] [illegible]場（○　種　○　種）　○ 外部足場（○　種　○　種）
[illegible]	既存部分の養生は、改修標準仕様書第１編第１章による。
○ 完成[illegible]	○ ＣＡＤデータの提出（ ○ 要（　部）　○ 不要 ） 要の場合、オリジナルファイルも提出する。 ○ 既存完成図（ＣＡＤデータ）の修正を行う。 ○ 保全に関する資料
[illegible]施工調査	[illegible]前調査（ ○ 本工事　○ 別途　） [illegible]項目（ ○ 既存資料調査　○　） [illegible]囲（ ○ 図示　○　） [illegible]方法（ ○ 図示　○　） はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に以下の調[illegible]員に報告を行う。 （○走査式埋設物調査　○Ｘ線調査（費用は別途[illegible]
○ 電源周波数	○ 50Hz　○ 60Hz
○ 耐震措置	設備機器の固定は、次に示す事項を[illegible]て「建築設備耐震設計・施工[illegible]014年版」（独立行政法人建築研究所監修）[illegible] （1）設計用水平地震力 機器の重量［kN］に、設計[illegible]平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計[illegible]震度は、次による。

設計用標準水平[illegible]度

設置場所	[illegible]種別	○ [illegible]施設 重要機器	○ [illegible]施設 一般機器	○ 一般の施設 重要機器	○ 一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	[illegible]	2.0	[illegible]	1.5	1.0
	[illegible]	2.0	[illegible]	2.0	1.5
	[illegible]	2.0	[illegible]	1.5	1.0
中間階	機[illegible]	1.5	1.0	[illegible]1.0	0.6
	防振[illegible]の機器	[illegible]5	1.5	[illegible]	1.0
	水槽[illegible]	[illegible]	1.0	[illegible]	0.6
地下、1階	機器	[illegible]	0.6	[illegible]	0.4
	防振支持[illegible]	[illegible]	1.0	1.[illegible]	0.6
	水槽類	1.5	[illegible]1.0	1.0	0.6

【備考】・上層階とは2～6階[illegible]合は最上階、7[illegible]合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以[illegible]合は上層4階とする[illegible]

[illegible]間階とは地階、1階[illegible]各階で上層階に該当[illegible]いもの

[illegible]燃料小出槽を[illegible]

重要機器は[illegible]

○ 配電盤　○ [illegible]　○ 直流電源装置　○ 交流無停電電源装置

[illegible]交換機　○ 自動火[illegible]　[illegible]中央監視制御装置　○

[illegible]計用鉛直地震力

[illegible]水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

項目	特記事項
[illegible]仕上区分	（ ）書[illegible]直天井の室を示し、それ以外は二重天井の室を示す。
○ 電[illegible]	最大電力が500[illegible]の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。
○ 仮設備工事	[illegible]（ ○ 受変電　） [illegible]○ 発電　） 仮[illegible]（ ○ 図示　）
○[illegible]、管路等	分電盤、制御盤、端子盤等の2次側以降の配管配線経路、電線太さ、電線本数、管径等は、図面と相違しても差し支えない。ただし、相違する場合は監督職員の承諾を受ける。
[illegible]フラッシュプレート	フラッシュプレートは、図面に記載がない場合[illegible] （ ○ 金属製（ステンレス、新金属を含む）　○[illegible]
[illegible]配管の塗[illegible]	下記の露出配管は[illegible]う。 （ ○ 屋外の配管　）
○ インバータ装置の規約効率	三相可変速運転用イン[illegible]置の規約効率は、次の数値以上とする。

[illegible]出力[kW]		[illegible]	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30
規約効率[illegible]	[illegible]路電圧 200[illegible]	[illegible]	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5
	[illegible]電圧 400[V]	87.0	90.5	93.5	94.0	94.5	94.5	95.0	95.0	95.0	96.0	96.5	96.5

電動[illegible][kW]		37	45	55	75
規約効率[％]	[illegible]路電圧 200[V]	95.5	95.5	95.5	95.5
	[illegible]路電圧 400[V]	96.5	96.5	96.5	96.5

【備考】[illegible]約効率は、JEM-TR 245 「汎用インバータの規約効率」により[illegible]値と[illegible]

[illegible].4kWの規約効率は、JIS C 4212 「高効率低圧三相かご形誘導電動[illegible]IP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

(3)0.75kWの規約効率は、JIS C 4213 「低圧三相かご形誘導電動機ー低[illegible]ランナーモータ」のIP4X、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

項目	特記事項
○ 機器取付高さ	壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載がない場合は、表－１「機器標準取[illegible]による。
○ 接地[illegible]	図面に記載がない場合は、表－２「[illegible]
[illegible]又は他工種との[illegible]合い	図面に記載がない場合は、工[illegible]による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協[illegible]する。
○ 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯[illegible]孔する場合は、金属探知によ[illegible]る付属装置等を用いて施工する。

表－１[illegible]高さ

	[illegible]	測点	取付高[illegible]		[illegible]	測点	取付高［mm］
電力共通	横[illegible]	[illegible]～窓中心	1,800～2[illegible]	時計	壁掛形親時計[illegible]	床上～中心	1,500
	引込[illegible]圧）	[illegible]	1,800～2,[illegible]		子時計	〃	（天井高）×0.9
	分電盤	床[illegible]	1,500		壁掛形スピーカ	〃	（天井高）×0.9
					壁付アッテネータ	〃	1,300
[illegible]	スイッチ	床上～中心	[illegible]				
	〃　（多機能ト[illegible]	〃	1,[illegible]	[illegible]・マルチサイン	[illegible]報表示盤	床上～中心	（天井高）×0.9
	コンセント（一般）	[illegible]	300		壁付発信機	〃	1,300
	〃　（和室）	[illegible]	150		ベル、ブザー、チャイム	〃	2,300
	〃　（台上）	台[illegible]	150～200		壁付押しボタン（一般）	〃	[illegible]
	〃　（車椅子用）	床上[illegible]	900				
	[illegible]ット（一般）	〃	[illegible]100～2,300				
	[illegible]（[illegible]場）	〃	[illegible]～2,500				
	[illegible]	鏡上端～中心	150				
				誘導支援	外部受付用インターホン(子機)	「標準図」によ[illegible]	
					壁付インターホン(上記以外)	床上～中心	[illegible]
					壁付呼出ボタン(多機能トイレ)	〃	[illegible]
[illegible]力	[illegible]形制御盤	床上～中心	1,500				
	開閉器箱	〃	1,500 （上端1,900以下）	テレビ共同受信	機器収容箱（室内）	天井下～上端	200[illegible]
					テレビ端子直列[illegible]ット(一般)	床上～中心	300
	制御用スイッチ	〃	1,300		[illegible]	〃	150
[illegible]	端子盤（室内）	床上～下端	300				
	集合保安器箱	天井下～上端	200				
	壁付電話機（一般）	床上～中心	1,300	自動火災報知	受信機・副受信[illegible]	床上～[illegible]	[illegible]1,500
					機器収容箱	〃	[illegible]
					発信機	[illegible]～中心	800[illegible]
					警報ベル	[illegible]	（天井高）×0.[illegible]
					表示灯	[illegible]	（天井高）×0.8
					液化石油ガス検知器	床上[illegible]	300

（備考）（天井高）×0.9及び（天井高）×0.8は[illegible]00mmの場合に適用する。

注）　天井高3,000mm以上の場合及び上記取付[illegible]がある場合は、監督職員と協議する。

表－２　接地極一覧表

接地の種類	記号	接地[illegible]	[illegible]数量
○ 共同接地	$E_{A\cdot D}$	10[illegible]	EB(D=14, L=1,500 [illegible]×3連一　組
○ 共同接地	$E_{A\cdot C\cdot D}$	10[illegible]	EB(D=14, L=1,5[illegible]　組
○ Ａ種	E_A	10Ω[illegible]	[illegible]B(D=14, L=[illegible]は W=40, L=1,2[illegible]　組
○ Ｂ種	E_B	[illegible]Ω以[illegible]	[illegible](D=14[illegible]又は W=40, L=1,200)×3連一　組
○ Ｃ種	E_C	10Ω以下	[illegible]D=[illegible]500 又は W=40, L=1,200)×3連一　組
○ Ｄ種	E_D	100Ω以下	[illegible]=1,000 又は W=30, L=900)×1
[illegible]	[illegible]D	Ω以下	[illegible], L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一　組
[illegible]避雷器用	E_{LH}	10Ω以下	[illegible], L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一　組
[illegible]換装置用	E_t	10Ω以下	EB[illegible] L=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一　組
[illegible]通信用（10Ω）	E_{At}	10Ω以下	EB[illegible]=1,500 又は W=40, L=1,200)×3連一　組
○ 通信用（100Ω）	E_{Dt}	[illegible]00Ω以下	EB([illegible]1,000 又は W=30, L=900)×1
○ 電話引込口の保安器	[illegible]	[illegible]以下	EB(D=[illegible],000 又は W=30, L=900)×1
○ 測定用	[illegible]	[illegible]	EB(D=[illegible]500 又は W=30, L=1,200)×1

工事設計図

電気設備工事特記仕様書